

勝央町地域見守り活動に関する協定書

勝央町（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、地域における見守り活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力のもと、地域の高齢者、障がい者及び子ども（以下「対象者」という。）について見守り活動を実施することにより、日常生活における異変の早期発見につなげ、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、日常業務において何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲にその状況を連絡するものとする。ただし、緊急時等必要に応じ、直接、警察署又は消防署に通報するものとする。また、行方不明者情報を受けたときは、該当者を発見次第、甲に連絡するものとする。

2 乙は、従業員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるよう努めるものとする。

3 見守り活動は、乙の良心に基づく社会貢献活動であることから、無償とする。

4 乙は、協定締結を理由とした営業活動、宗教活動及び政治活動は行わないものとする。

5 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備を行うものとし、乙から第一項の規定による連絡を受けた場合は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

6 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換等相互の連携の強化に努めるものとする。

（免責）

第3条 乙は、この協定に基づく連絡について、その責任を負わないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、この協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを活動以外の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。この協定を解除した後においても同様とする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申し出がないときは、さ

らに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 勝田郡勝央町勝間田201番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

乙